

市の協力金に関する Q&A

【対象となる施設等について】

	Q (質疑)	A (回答)
1	「市からの休業要請」の対象施設はどのような業種か。	<p>今回の「市からの休業要請」により、休業の要請を受けた飲食店及び宿泊事業者が対象です。別紙対象施設一覧の通りとなります。</p> <p>※県が支給する協力金事業者を除く宿泊事業者・飲食店が対象となります。</p> <p>※飲食店が店内を休業して、デリバリーやテイクアウト並みを実施している店舗は協力金の支給対象となります。</p>
2	休業要請期間はいつなのか。	令和 2年4月27日 （月曜日）から 5月6日 （水曜日）までの 10日間 となります。
3	協力金はいくら支給されるのか。	一事業者につき一律 20万円 です。
4	本社は市外だが、店舗が市内にある場合、協力金の対象となるのか。	市内に「事業所」があれば対象となります。
5	小売業は休業要請対象となるのか。	小売業については休業要請対象外 です。
6	複数の店舗を持つ事業者は、全店舗を休業する必要があるのか。	<p>休業対象となる全ての店舗に協力をお願いします。</p> <p>店舗 A が休業対象、店舗 B が休業対象外の業種である場合、休業する店舗は A のみで構いません。</p> <p>なお、店舗 A が休業対象、店舗 B も休業対象となる場合、両店が休業対象となりますが、受け取れる協力金は一事業者につき 20万円となります。</p>
7	ショッピングモールに入居しているが、要請に応じた場合は対象となるのか。	テナントとして入居している中小企業等で、要請に応じて休業にご協力いただいた場合は対象となる可能性があります。休業要請の対象となる施設一覧により、対象か否か判断してください。
8	フリーランスで活動しているが、休業要請施設と契約している場合は対象となるのか。	休業を要請している施設を運営している事業者等に対する協力金であることから、店舗及び施設を運営していない場合は対象となりません。

9	昼は喫茶店、夜はバーとして業種を変えて営業している場合、どちらの業種で判断すればよいか。	休業を要請している喫茶店として、飲食営業法上の許可または届け出を出していれば対象となります。なお、休業を要請しているバーとして、風俗営業法上の許可または届け出を出している場合、県の協力金対象となります。
10	休業中にスタッフが出勤してもよいか。	問題ありません。
11	クレープ・たこ焼きなどの移動販売は休業要請対象か。	休業要請対象外です。

【休業期間について】

	Q (質疑)	A (回答)
1	4月27日(月)～5月6日(水)までのすべての期間について、休業していないと協力金は受け取れないのか。	休業対象となる店舗について、 すべての期間の休業に御協力いただいた場合 、協力金支給の対象となります。 市内に複数の施設をお持ちの場合は、すべての施設を休業していただく必要があります。
2	開店したばかりでまだ営業期間が短いですが、今回の休業要請に応じた場合は対象となるか。	休業を要請した4月26日以前に営業していることが、提出された書類で確認できた場合は対象となります。

【申請について】

	Q (質疑)	A (回答)
1	申請期間はいつですか？	5月7日(木曜日)から5月29日(金曜日)まで となります。 5月7日から 産業振興課窓口 または 裾野市商工会窓口 にて申請書を配布します。 また 市公式ウェブサイト 上に申請書を掲載いたします。 電子申請並びに郵送 も可能です。
2	申請に必要な書類には何がありますか。	申請書に加え、 休業要請期間に休業したこと のわかる お知らせチラシ や ホームページの写し などを併せて提出してください。 なお、提出する際、 誓約書に署名 していただきます。 ※市税の滞納がない方が対象 となります。 市外に居住している方は、申請の際、 市税の滞納がないことの証明に係る書類 を

	提出していただきます。
--	-------------

【協力金の支給時期について】

	Q (質疑)	A (回答)
1	協力金はいつ支給されますか。	5 月下旬から申請者の指定口座に協力金を支給します。申し込み状況によって、 6 月から 7 月にかけて支給される可能性があります。